

The Study of the Feudal Lords' Chief Retainers "Karo" System in Early Modern Japan: The Case of Feudal Lord Maeda Family

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-07-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/00054808

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



【論文題目】

近世大名家における家老制の研究—加賀前田家を事例に—

【論文構成】

序 章 研究史整理と本論文の分析視角

第一節 家老とは何か

第二節 家老研究の現状と課題

第三節 本論文の分析視角と構成

第四節 近世初期・前期の前田家と年寄の由緒

第一部 年寄の確立過程

第一章 保科後見期・綱紀前期の重臣

はじめに

第一節 近世初期・前期の重臣

第二節 保科後見期の重臣

第三節 綱紀前期の重臣・年寄

第四節 家老の分類と重臣・年寄

おわりに

第二章 綱紀中期における重臣の職掌と職名の変化

はじめに

第一節 貞享三年の職制改革

第二節 職掌の変化

第三節 職名の変化

第四節 年寄と仕置型家老

おわりに

第三章 人持組頭による組支配制度の確立とその背景

はじめに

第一節 人持組頭の概要

第二節 組支配制度の確立

第三節 村井親長人持組頭就任の背景

おわりに

補論一 人持組の構成に関する基礎的検討

はじめに

第一節 人持組士数

第二節 人持組の構成とその変化

おわりに

第二部 年寄の職制とその実態

第四章 年寄の番方職—人持組頭の組支配を対象に—

はじめに

第一節 年寄の番方職と世襲制

第二節 役職就任過程—火消・見習・加判・月番—

第三節 組支配制とその変化

第四節 組支配の実態

おわりに

補論二 年寄の後見制—本多政和を事例に—

はじめに

第一節 本多政和の遺書

第二節 後見役の実態

おわりに

第五章 年寄の叙爵と藩政

はじめに

第一節 家臣団形成過程と諸大夫年寄

第二節 役職就任過程と叙爵

第三節 叙爵者決定過程

第四節 諸大夫年寄と藩政

おわりに

第六章 一八世紀後半における前田家の家臣団と人選—「新井家旧蔵本 白蛾白羽問答書」の検討から—

はじめに

第一節 「新井家旧蔵本 白蛾白羽問答書」の概要

第二節 藩主治脩・家臣団の評価

第三節 前田家歴代藩主の評価と風俗の乱れ

第四節 年寄の世襲制の弊害

第五節 家老の人選

おわりに

第三部 年寄の「家」と由緒

第七章 奥村宗家の養子からみる「家」関係と「家」意識

はじめに

第一節 年寄各家の養子事例と奥村家

第二節 奥村宗家における養子相続—奥村修古の場合—

第三節 奥村修古の人生儀礼からみる「家」関係

第四節 奥村宗家の「家」意識—奥村尚寛の家訓・遺書から—

おわりに

第八章 前田家の墓目役と奥村家

はじめに

第一節 前田家の墓目役

第二節 他大名家・将軍家の誕生墓目役

第三節 作法の伝授と継承

第四節 墓目役に対する認識

おわりに

第九章 村井家の相続観念と「御家」

はじめに

第一節 六代長堅の婿養子事例からみる藩主綱紀の意向

第二節 一〇代長貞・一一代長在の婿養子事例

第三節 村井長貞が記した「御教諭」と「自警」

第四節 藩主綱紀の意向と「御家」

おわりに

終章 成果と課題・見通し

第一節 本論文の成果

第二節 課題・見通し

初出一覧

図・表編

【論文内容】

本論文は、近世大名家における家老制—具体的には家老の職制や、その存在を支えた諸制度のことを指す—を解明し、大名家の藩政運営において重要な立場にあった家老についての理解を深化させることを目的とした。内容は以下の通りである。

序章では、「家老」という語の一般的な理解や、いくつかの大名家の「家老」層について確認した後に、家老の研究状況とそれに対する課題を示し、本論文の分析視角と構成などを説明した。家老研究の課題としては、近世前期を対象にした研究に比べ、中後期の研究が不足しており、大名家における家老の役割やその職制などが不明確な点、家老を構成した「家」の視点からの検討が不十分な点があげられる。これらの課題に対して、本論文では、近世中後期の加賀前田家年寄（他大名家の家老に相当）を分析対象に、年寄を構成した「家」に注目しつつ、年寄制（家老制と同義）の検討を行うことを述べた。

第一部では、確立過程にこそ、その後の年寄制の核となる年寄政治（年寄を中心とした政治体制）の展開を規定した様々な要素が存在したと考えられることから、年寄が確立していく過程を役方・番方の両面から検討した。また、補足的ではあるが、年寄の番方職である人持組頭が支配した組の性格についても検討を行った。

第一章では、5代藩主綱紀が舅である保科正之（会津藩主）の後見を受けていた時期から、

綱紀が行った貞享3年(1686)の職制改革前までの政治構造を検討し、重臣構成の変遷やその職掌を明らかにした。保科後見期には、重臣が「國中仕置」「国之仕置」衆にわかれており、その体制は寛文7年(1667)頃まで続いた。それ以降は、両グループが統合され、連署で文書を発給し、連名で文書を受け取るようになった。そこでは、「年寄」の原型はみられたが、その体制は長くは続かず、年寄制は確立しなかった。

第二章では、貞享3年の職制改革の内容を確認した上で、改革後の重臣の実態について、職掌と職名の変化に注目しながら検討し、年寄の確立過程を明らかにした。同改革によって、重臣は「大老(4名。後に公儀御用と改称)一人持組頭(7名、内4名大老兼帯)一年寄(宝永4年以降の家老)一若年寄」に再編成された。この時、大老・人持組頭に就任したのは、後に「年寄」と呼称される本多家・長家・横山家・前田長種系・奥村宗家・奥村支家・前田直之系の当主であった(村井家の当主は元禄3年に人持組頭就任)。綱紀は当初、大老は公儀向きの職務のみ勤めること、人持組頭は大老の人材供給源とし、藩政には関与させないこと、年寄が加判・月番を勤め、藩内の全体を統轄し、人持組(後の年寄の一つ下に位置した身分階層)の中から有能な人材をそれにあてることを想定していた。つまり、職制改革時の年寄を他大名家の「家老」のような存在にすることを考えていたのである。しかし、改革後、本来番方の役職であった人持組頭が加判・月番を勤め、藩政に関与するようになった。人持組頭から大老が選ばれたので、大老は公儀向きの勤めだけでなく、加判・月番も勤め、藩内のことにも関与した。また、月番を勤める執政職であった年寄が欠員し、宝永4年(1707)にその代わりとして、月番を勤めない家老という役職が誕生した。そして、これ以降、「年寄」とは月番を独占し、大老・人持組頭を勤めた8家のことを指すようになったのである。また、人持組頭は世襲制を採っていたので、それは結果的に年寄制の中に引き継がれ、年寄は代々年寄職を勤める世襲の「家老」として強い権力をもつ存在となった。

第三章では、年寄の8家の中でも、1家だけ遅れて元禄3年(1690)に人持組頭に就任した村井家の5代親長に注目し、親長の人持組頭就任、組支配について同家の由緒を加味しながら検討した。その結果、親長の人持組頭就任は、藩主綱紀が村井家重視の志向性をもっていったため意図的に行われたものであること、組支配の制度的な確立期は、実際に親長が組支配を開始した元禄14年であることを明らかにした。

補論一では、前章でもふれた人持組頭が支配した人持組に焦点をあて、同組を構成した家の変化について検討を行った。人持組を構成した家数は、時代が下るにつれ増加傾向にあり、元禄期と慶応期を比べると、15家増えていた。人持組に加入した家の多くは、年寄家の分家として創出された家、人持組の一つ下の身分階層である平士から昇進した家であった。後者の事例は、19例確認できたが(元禄14年以降)、その中には人持組に定着せず、組から外れる家もみられた。また、約160年間で19例であるということは、人持組と平士との間には大きな壁が存在していたと考えられ、前田家の重臣は他大名家のそれよりも閉鎖的な性格であったと指摘した。

第二部では、年寄の職務に関わる諸制度、職務の実態について明らかにした。

第四章では、人持組頭による組支配の実態などを検討した。まず、年寄の当主が人持組頭に就任するまでの過程を確認した。その過程は、「相続、無役→火消→見習→加判・月番（同時ではない時も）→人持組頭」（加判・月番就任以降は他の役職を兼帯）であった。人持組頭就任後、叙爵した者は基本的に公儀御用に就いた。その他の役職には、勝手方御用などがあり、それらは加判・月番就任後であれば就くことがあった。この就任過程は、制度的に定まっており、ここではこれを役職就任制と呼称した。この就任制をみると、加判・月番の就任後に、人持組頭に就いていたことがわかる。これには、同職の就任前に役方の職に慣れさせる狙いがあったと考えられる。各人持組頭は、約 10 家で構成された人持組を支配し、組士の諸願いや様々な事案を円滑に処理しなければならなかった。何か問題を起こせば、人持組頭就任前よりも影響が大きいことは想像できる。そのため、このような就任制にしていたのであろう。組支配の実態については、参勤の御供で人持組頭が金沢を離れる時などには、支配している組を他の人持組頭へ預けていたこと、人持組頭が人持組士に対し、当主の年齢・役職就任状況・家族構成・財政状況などを報告させていたこと、人持組頭が支配する人持組士の「人撰書」（評価書）を作成して、御用番（月番就任者の中でその月の担当者になった者）へ提出し、時には役職就任の推薦も行っていたことなどを明らかにした。

補論二では、本多政和の後見が開始された時期から終了時期までの過程を示し、後見の実態を明らかにした。後見制は、年寄の当主が幼少相続した際に、他の年寄が複数人でその「家」を支える制度であり、これにより年寄の「家」の安定的な存続が実現していたことから、年寄の世襲制維持に寄与したものであったと指摘した。

第五章では、年寄の叙爵者決定過程、諸大夫年寄（元禄期以降 4 名を上限）とその中から就任した公儀御用の藩政における役割を検討し、年寄制の仕組みの一端を明らかにするとともに、幕藩制の中での彼等の役割を示した。叙爵者決定過程を検討した結果、叙爵者については諸大夫年寄と藩主が話し合い、合意の上で決めていたこと、藩主綱紀が定めた年寄の「家」の序列である「家之列」が座列、役職就任順のみならず、叙爵者選定の基準にもなっていたこと、そして、後世においてもそれを厳格に守りながら叙爵者が決められていたことなどを明らかにした。諸大夫年寄と公儀御用の役割については、諸大夫年寄が幕府巡見上使の対応時などに藩主名代を勤めていたこと、公儀御用が領内への幕令の伝達などの重要な職務を勤めていたことを明らかにし、彼等は幕藩関係の維持・安定化に寄与した存在であったと指摘した。

第六章では、まず年寄奥村尚寛（白羽）が新井白蛾（儒者・易学者で藩校明倫堂の初代学頭）へ宛てた書状内容（差出時期は寛政 4 年の学頭就任前後）から、18 世紀後半に家臣団内で起きていた風俗の乱れなどの諸問題を確認した。その中に、有能な年寄・家老が少ないという問題もみられたため、それを掘り下げて彼等の世襲・人選の実態について検討した。年寄は、8 家による世襲制が採られていたので、当然のことながら常に有能な者が存在していたわけではなく、職務経験の浅い者が多くなることもあった。年寄の中には、こうした世襲制の弊害を認識し、有能な人持組士が藩政運営を担うことができるように制度変更を主

張した者もいたが、それは実現しなかった。家老も、18世紀初め頃に就任基準の禄高が4,000石以上から3,000石以上に下げられ、人材登用の範囲は広がったものの、一定程度の世襲がみられることから、基本的に有能な者を就かせることはできなかったようである。また、家老の人選については、大身家臣から選ぶべきであるという年寄の意向もみられ、これも人選に影響したと考えられる。

第三部では、年寄制、及び年寄自体の理解を深化させるためには、年寄という家格集団を構造的にみる必要があることから、それを構成した「家」に注目して検討を行った。具体的には、「家」の由緒を分析視角とし、「家」関係を押さえながら、養子事例、家職について検討することで、「家」の特徴を明らかにした。

第七章では、年寄奥村宗家の養子事例でみられる「家」関係に注目し、その選定に影響を与えていた「家」意識について検討した。同家には、家祖永福をはじめとする先祖が古くから前田家を支えてきたという輔翼的行為に対する自負心―譜代意識―があり、先祖の恩に報いるためにも「家」の基礎をつくった永福の血筋を継承することが重視されていた。こうした譜代意識から生じた血筋継承の意向と、先祖の血筋継承を重視する当時の武家社会における一般的志向が相まって、奥村宗家の養子は、全て永福の血筋を継承する奥村支家（年寄）から迎えていたことを明らかにした。また、この宗家の養子に対する支家の協力体制は、強い同族意識のあらわれでもあったと指摘した。

第八章では、養子事例以外における奥村宗家・支家の関係をみるために、家職である誕生墓目役を分析対象とした。藩主前田家子女の誕生時には、墓目（鏑矢の一種）を射る儀式が行われたが、それを射る役を誕生墓目役（以下、墓目役）といった。墓目役の事例を検討した結果、同役は基本的に宗家の当主が勤めていたが、病気などの時には支家の当主が代わりに勤めたこと、宗家の当主は、奥村両家が代々墓目役を勤めてきたという由緒意識を持っており、それが同役を勤める正当性の根拠になっていたこと、そして、時にその正当性を主張し、他家の者が墓目役を勤めないようにして奥村家の家職を守っていたことなどを明らかにした。

第九章では、村井家の養子事例を検討し、同家の養子に前田姓の者が多いのは、村井姓で養子候補がない場合、前田家初代利家の血筋から養子を迎えるように、という藩主綱紀の意向が影響していたからであることを明らかにした。また、この意向に従い、利家の血筋から養子を迎えた結果、村井家の血筋継承意識は高まり、正統な血筋を濃く継承する方針から、婿養子が選択されていた。村井家は、利家時代から前田家に仕えており、綱紀はその由緒を重視したため、この意向を示し、また第三章で述べたように村井親長を人持組頭に就任させ、同家を年寄家の一つとしたのである。綱紀期には、前田家の歴史に関する取り調べなどが行われており、その過程で村井家を評価し、重視するに至ったのであろう。また、そこで得た諸情報をもとに、綱紀は多くの役方・番方職の創設を行い、家臣を「家中」に包摂し、「御家」を成立させたと考えられる。こうした「御家」成立過程に、村井家の養子に対する綱紀の意向が位置付くのである。

終章では、本論文で明らかにしたことを「年寄制の確立」「年寄の「家」と年寄制を支えた秩序・諸制度」にまとめて論じた。また、今後の課題としては、第1に年寄制を基礎とする年寄政治がどのように近世中後期に展開していたのかということ、第2に具体的な分析対象とする年寄家を増やすことをあげ、それらに対する見通しを簡単に述べた。